結審に向け署名活動へ

被災者勝訴の判決を

広く影響及ぼす上村裁判

三池労組は近く結審となる上村裁判控訴審に対して、同裁判のもつ大きな意義をふまえ、その目的通り「被災者勝訴の判決」が出されるよう求めるため、組合員・家族をはじめ、地域や各機関団体に協力を願い、広く署名活動を展開することとなった。

長く福岡高裁で審理を続けてきた上村裁判控訴審は、いよいよ注目のもとにきたる十月九日午後一時から開廷される公判をもって結審となる。

この裁判は第一審判決（福岡地裁。原告三池労組の全面勝訴）を不服とする三井鉱山の控訴によるもので、一審判決を何とかくつがえそうと、数多くの証人を立ててはデタラメな証言をくり返してきたものの、ついに会社側の努力が完全につぶれたことは、衆目の一致して見るところだろう。

九・二八、三川鉱坑内火災（昭和四十二年九月二十八日）は、またしても七人の死者を出し、そのうえ再び数多くのCO患者を出してしまった。七人の死者のなかに三池労組員の上村孝知さんがいたもので、裁判はその遺族＝妻京子さん、遺児幸枝ちゃん、母はじめさんの三人が原告となり起こしたもの。いうまでもなく裁判の目的は、別項〝要請書〟にあるように、たんに損害賠償を求めるばかりでなく、「あらゆる労働災害、職業病を撲滅し、人命尊重の安全職場をつくる」ことをめざしている。それだけに、この裁判の判決のもつ意味は大きく、三池労組は再びすでに高く評価されている一審判決に示された方向の判決が出されるよう、裁判所に署名をもって要請することとしたのである。

要請書

御庁に於て審理中の、控訴人三井鉱山株式会社、被控訴人上村京子さんらの損害賠償請求事件は、被災者を救済するものとしての訴訟であることはいうまでもありません。

しかしこの裁判は、その判決結果によって、炭鉱はもちろん、あらゆる職場における労働災害、職業病を撲滅し、人命尊重の安全職場がつくられるかどうかという、誠に重大な意義をもつ裁判であります。かかる意味において、一審判決は高く評価されるものです。

御庁におかれても十分な御審議をいただき、被災者勝訴の判決をなされるよう、署名をもって強く要請致します。

三池炭鉱労働組合
三池大災害裁判原告団

福岡高等裁判所
高石　博良裁判長殿

損害賠償請求額を変更

上村裁判は一審において、一〇、九五八、五八一円の損害賠償請求をし、判決でも請求額と同額を被告（会社）が上村京子さんら原告に支払うよう命じたが、この請求額の基礎は、上村孝知さんが死亡した当時の月収二八、八九〇円であり、今日の物価上昇や貨幣価値の変化などを考えると、請求額は、たいへんな低い額となった。したがって、当時から今日までの賃金ベースアップや現行退職金協定などを考慮し、去る七月十二日、附帯控訴の形式で請求総額を四五、七六二、〇二五円に増額した。

東京スモン裁判で原告勝つ

八月三日東京地裁の民事部、可部恒雄裁判長は、スモン裁判の公判で、「スモン病の原因はキノホルム」と断定、国と製薬会社に対して、患者百十九人に総額三十二億五千万円の賠償支払を命じる判決をくだした。原告の勝訴判決は今年の三月一日の、金沢地裁に続いて二度めになる。

おわび

本紙前号の〝原告団〟のページの本欄、遺族の馬渡フミエさんについての記事で、亡夫秀雄さんの退職金が百七十万円とお伝えしましたが、これは百七万円の誤りでした。従って、「わずか二百九十四万円だった」とお伝えしました合計額は、二百三十一万円ということになります。

大変ご迷惑をおかけしました。訂正しておわびいたします。

——編集部

勝った意味とは何でしょう

勝った、とおっしゃるのですか。勝った、ということの意味はいったい何なのでしょう。

勝ったというには、失われたものが余りにも大きくて……。母はスモンのために亡くなりました。手は曲り、脚が立たなくなり、目が見えなくなり、死んだんです。

この母にとって、勝ったということの意味は何でしょうね。勝ったということの意味を、どう考えたらよいのでしょう。

第一、勝ったというよりも、これはごく当たりまえのことなんでしょう。当然、責任をとるべき者が責任をとり、補償を受けるべき者が補償をうけるまでの話で、当然のこと。もともと、大騒ぎするなんてこと自体が間違っているのではないでしょうか。

勝った、ということの意味ですね。さあどう考えたらよいか、私にはわかりません。何なのでしょうか。

×

スモン病患者とその家族が、武田薬品、田辺製薬、日本チバガイギーの製薬三社と国を相手どり、損害賠償を求めていた東京のスモン訴訟の判決が出た三日、これはテレビ記者の問いに対して答えた、若い女の人の言葉だ。私たちの胸にも響くではないか。

この裁判は、その後国が先頭に立って控訴したことで、勝利はさらにもちこしとなった。怒りを覚えずにはいられない。

大災害裁判闘争に参加して

七月二十日、福岡地裁で開延した大災害裁判公判に際し、裁判傍聴に参加した人から、本紙前号に引き続き、次の感想が寄せられています。そのまま紹介します。

遺族年金すらないままに

遺族　成田節代

私はあの大爆発の犠牲となった一組夫の遺族です。

こんどで三回めの公判参加でした。勤めているので、仲々休みがとれませんでした。

六月二十四日の夜、緑ケ丘の永江さん宅で、原告団の班会議がひらかれた時に、裁判の中身についての話をくわしくききました。

ほんとうに申しわけなく思いました。

裁判所に入って感じたのは、法廷を埋めつくす人の多いこと。そして法廷に入れてもらってうれしゅうございました。

法廷の中はシーンとしていて、みなさんの真剣さにうたれましたが、会社証人が変なことをいうと「ウオーッ」という声をあげました。

一生懸命きいてもわからぬことばかりで、「こぼれズミ」の言葉が耳にのこりました。

梨山を経営していて金にならぬので、良人が三新建設に入ったのが昭和三十六年でした。二年足らずであの爆発で命を落としたのです。

厚生年金もかけていなかったので、良人が死んでも遺族年金さえもらえません。

子どもは女の子三人で、あの時長女が小学六年生、二女が三年生、三女が五歳でした。それに病弱のしゅうと・姑をかかえながら、梨とミカンづくりを片手間に、漁網、三光化学、紡績と働き続け、今も白寿園で働いています。

良人さえ殺されなかったら、こんな苦労はせずにすんだのに、と思います。どうしても会社に責任をとってもらわねばなりません。

班会議によばれて、同じ遺族の思いにふれることができました。

災害原因隠して保安はない

万田作業所患者

今回は、野口、上津原、富安の会社側三証人に対する、原告代理人の反対尋問だった。

三川鉱の坑内で被災した私たち原告の前での証言に、証人はかなり苦心されたと思う。何故なら、私たちが現場を知っているからだ。

第一斜坑に炭じんの堆積はなかった、というウソの証言にも怒りを覚えたが、塊炭、粉炭、こぼれ炭をすべて炭じんと言っていた、などという証言には全く唖然となった。私たちは、こぼれ炭、粉炭、炭じんの清掃と、はっきり区別された作業指示を受けていた。

会社は災害の度毎に保安に万全をつくすと言いますが、一一・九大災害の原因をかくしていて、今後の保安の確立は生まれないと思います。

※　※　※

この先どう生きるか

いよいよ追いつめられた患者

CO患者家族　清水栄子

大災害によって殺され、傷つけられ、いや、ただ傷つけられたばかりじゃなく、人間性は破壊されてしまい、世の廃人となってしまった者。また家庭生活まで破壊させられてしまった、家族の苦しみ。

この責任追及を会社にもとめ、解雇制限、前収補償、完全治療、遺族の生活補償を柱にCO闘争を進めてきたわけです。

ところが患者の実態は、年月が経つごとに、いろんな症状になやまされ、癇、高血圧、肝臓等で死ぬ人が続出し、これも治療を打ち切られた患者の中から多く出ております。CO立法で打ち切られた患者に対する治療のためにアフターケアーが設けられましたが、そのアフターケアーの治療の範囲がせまく、私傷扱いになってしまい、私費での治療を迫られております。絶対的に範囲を拡げ、治療日数をふやし、COガスを吸ったばかりに元の職場に帰られない患者の前収補償、解雇制限、及び遺族の生活の補償は、三井鉱山が大災害を起こしたその責任において当然やりとげてもらいたいと思います。

また、CO患者は脳神経、精神系統を犯されておりますので、社会復帰ができない人が多数あり、その中には現在停年ということで、家の中にただボーッとして放置され、将来に希望もなく、ただ家族のやっかい者扱いにされている実態。また、三大学、労災病院、その他の病院に収容されている患者にしても、特に大学病院にいる患者は、研究材料に利用されるだけ利用され、今ではもう必要なくなった患者なので、出ていけがしの攻撃がかかっており、それかといって社会復帰を目的に設けられた労災病院では患者のためにならない。西も東もわからない、自分は何をしてよいかわからない、意欲もおこらない、ただ食べて寝てる患者は、これからの将来をどう生きていけばよいか、ほんとうに家族にとっては心配と不安でどうしたらよいかわかりません。

ただひとつ、政府、会社の責任において実現してもらいたい。家庭に放置されてる患者は中間的な病院、つまり昼間は病院の中で治療と訓練を実施し、夜は家庭に帰る。また入院患者については、患者には何か一つぐらい才能が残ってると思いますが、そのことを引き出してやり、患者に生きる喜びと希望を与えながら、完全な治療を終生続け、家族も安心して生活のできる補償を含め、あずけておける施設をぜひ実現したい。

すでに明らかになった会社の責任を基に闘いを進め、その実現のために頑張りたいと思います。

原告団班会議メモ（七月）

CO患者関係

15日　緑ケ丘
17日　九・二八荒尾1
18日　桜山
19日　九・二八荒尾2、下井手
九・二八大牟田1
28日　三池
29日　有明

遺族関係

22日　荒尾新生区
27日　船津、新港、アソニット
28日　縫製1、2、原万田

CO患者家族関係

18日　桜山
25日　新港
26日　万田
27日　八幡台
28日　原万田
29日　野添
30日　緑ケ丘

原告団消息

6月30日　上村ハジメさん（九・二八坑内火災遺族。上村裁判原告）永田整形外科を退院。
7月3日　松本博さん（CO患者）、熊大病院を退院。
〃　5日　原告団編集会議。
〃　11日　事務局会議。
三上ミツ子さん（CO患者家族）、曙病院入院。
〃　13日　役員会議。
〃　14日　石本スミ子さん（CO患者家族）、荒尾市民病院退院。
〃　20日　上村裁判（福岡高裁）と大災害裁判（福岡地裁）公判。この日編集会議。
〃　25日　木下妙子さん（遺族）春日病院入院。
この日、CO患者の松本博さん出勤へ。
右のほか、今井富子さん（遺族）が多田隈整形外科へ、桃島カネ子さんが岩城病院へそれぞれ入院。池上タツ子さんと中尾ヒサエさん（いずれも遺族）が退院。

※　※　※